

令和5年2月28日

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニティハウス
指定管理者公募に係る質問及び回答

横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ及び横浜市上永谷駅前コミュニティハウス指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】 公募要項	
【ページ】 52～54 ページ 資料4 55～56 ページ 資料5	
質問1	施設の管理主体は南部児童相談所になるのか。
回答1	施設の管理主体は、資料5<別表>管理区分のとおりです。 「各施設」と記載している地域ケアプラザ・コミュニティハウス専有部分の管理主体は、地域ケアプラザ・コミュニティハウスです。 「両施設」と記載している施設一体で実施する項目は南部児童相談所が契約主体となり、資料4の表に記載している「児童相談所との負担割合」に応じた経費を南部児童相談所に支払います。 また、「電気、ガス」の使用料については、受電設備及びガス供給機器を共有しているため、南部児童相談所が契約主体となり、地域ケアプラザ・コミュニティハウスの使用量を計る子メーターに基づく使用料を南部児童相談所に支払います。

【資料名】 その他	
質問2	複合施設ということで、地域ケアプラザ及びコミュニティハウスで実施するイベントや事業の内容や人数規模に制約はあるのか。
回答2	複合施設のため、楽器演奏等の音が出るイベント等を実施する場合は、大きな音を出すことや夜間の開催はお控えください。 また、イベント等実施時に大人数の来館が予想される場合であっても、駐車場の利用は、地域ケアプラザ及びコミュニティハウス専用部分のみとしてください。